

研究ノート

転売行為と効率性について*

大橋賢裕[†]

概要

所謂「転売屋」による転売行為は経済厚生を高めることはない。この主張を導くモデル分析を、本学部の必修科目であるミクロ経済学Ⅰ相当の知識があればわかる形で述べる。その発展として日本で布かれたマスクの転売規制について論じる。併せて転売が経済厚生を高める場合についても言及する。

Ⅰ 序論

財の転売が社会的話題となっている。チケット不正転売禁止法の施行（2019年6月）や、国民生活安定緊急措置法の改正（2020年3月）は、財の転売を禁止した法的措置として、我々の記憶に新しい。ここで対象となる転売とは、最終消費者を対象に小売店などで販売された財（以後、最終財と表記）の転売である。具体的には、最終消費者に販売することを目的に最終財を購入する者の行動を指す。本ノートでは、こうした転売行為は原則として総余剰（経済厚生）を増加させることはなく、社会的には無駄であることを、できるだけ初等的な知識を用いて主張する。具体的には本学部の必修科目であるミクロ経済学Ⅰ相当の知識を仮定する。

本ノートの目的は、できるだけ簡潔かつ正確な形で転売行為の是非を経済学の立場から論ずることである。また諸先生方に学部学生への教育題材として活用していただくことも密かに期待している。

Ⅱ モデル

1 基本設定

部分均衡モデルを考える。今、市場は図1のように均衡しているものとする。ここで D は需要曲線を、 S は供給曲線を表わす。均衡価格と均衡取引量をそれぞれ P_0 、 Q_0 と記す。このとき市場で実現している消費者余剰は三角形 GEP_0 、生産者余剰は三角形 FEP_0 で表わされる。

短期的には、価格と供給量は P_0 、 Q_0 に固定されていると見なす。その状況を図示したのが図2左である。ここで財需要が増加すると、需要曲線は右にシフトする。この需要増が短期的であれば、供給量の調整が働かず、短期的には超過需要が発生する（図2右）。

* 本研究ノートに対してコメントを下さった編集委員の先生に感謝いたします。

[†] 日本大学経済学部専任講師。本ノートに対するコメントは、ohashi.yoshihiro@nihon-u.ac.jp までお願いします。

図 1 市場均衡の図. 点 E で均衡している. 消費者余剰は三角形 GEP_0 , 生産者余剰は三角形 FEP_0 である.

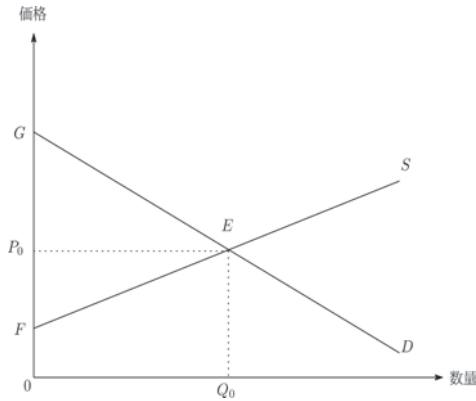


図 2 短期的には価格は P_0 で固定されているため, 市場では Q_0 しか供給されていない. このとき需要が増加すると, 需要曲線は D_1 にシフトし, $Q_1 - Q_0$ だけの超過需要が発生する.

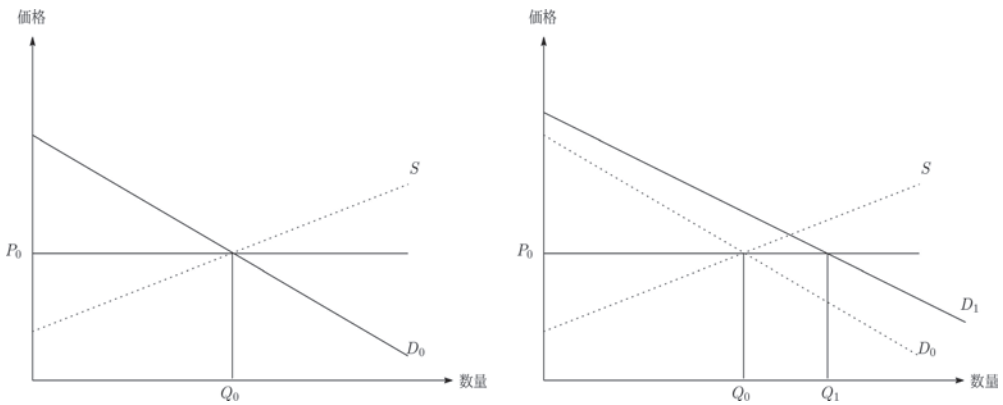
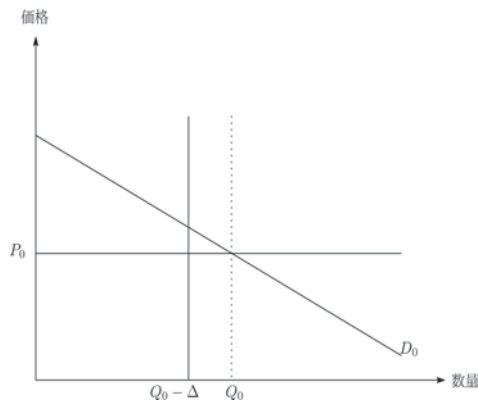


図 3 仮定 1 より転売屋は消費者よりも早く Δ を価格 P_0 で買い占め, それを市場に供給できる. 消費者が価格 P_0 で買えることが保証された量は $Q_0 - \Delta$ である.



転売屋の定義を与える。

定義1. 転売屋とは、最終財市場における生産者でも最終消費者でもない第三の主体であり、市場価格で販売されている最終財を生産者から購入し、最終消費者に自ら購入した最終財を販売する主体である。

転売屋は最終消費者ではないので購入した最終財を消費することはない。よって転売屋ははじめから最終消費者に販売することを目的に最終財を購入する。転売屋の目的はそのときの売買差益を稼ぐことである。

転売屋に関して次の仮定を置く。

仮定1. (1)転売屋の当該財消費に対する便益はゼロ。(2)転売屋は最終消費者よりも早く財を購入することができる。

今、当該財市場は短期的に均衡しているとし、図2左で記述されているものとする。転売屋の購入量を $\Delta \in [0, Q_0]$ とする。仮定1より、当該財の消費者が直面する供給曲線は次のようになる：価格 P_0 で供給されている財が $Q_0 - \Delta$ だけあり、合計 Δ だけの財が価格 P_0 以上で供給されている。この状況を整理したものが図3である。転売屋は売買差益を得ることが目的であるから、転売屋の販売価格 p は、 $p \geq P_0$ を満たす。他方、最終消費者は小売店を通じて価格 P_0 で最終財を購入できるものとする。よって「買い遅れた」最終消費者だけが転売屋から購入することになる。

2 超過需要がないときの余剰分析

余剰分析をするにあたって次の仮定を置く。

仮定2. 最終消費者は、転売屋と取引をすることを厭わない。

仮定2は、「転売屋から買うくらいなら取引しない」という最終消費者がいないことを意味する。価格次第では転売屋と取引をする。仮に転売屋が市場価格 P_0 よりも低い価格で売り出せば、迷わず転売屋から購入する。

さらに単純化のため、転売屋との取引価格に関して次の仮定を置く。

仮定3. 転売屋と取引する最終消費者は、余剰を全て転売屋に取られる。

また取引費用はゼロであると仮定する。

仮定4. 転売業自体ならびにあらゆる主体の取引費用はゼロである。

これらの仮定1～4のもとで余剰分析を行うと次の結果を得る。

- 生産者余剰については、図1の三角形 FEP_0 が全て実現する。なぜなら、転売屋は生産者から合計 Δ を価格 P_0 直接購入し、消費者は $Q_0 - \Delta$ を価格 P_0 で購入するため、結果的に価格 P_0 で Q_0 だ

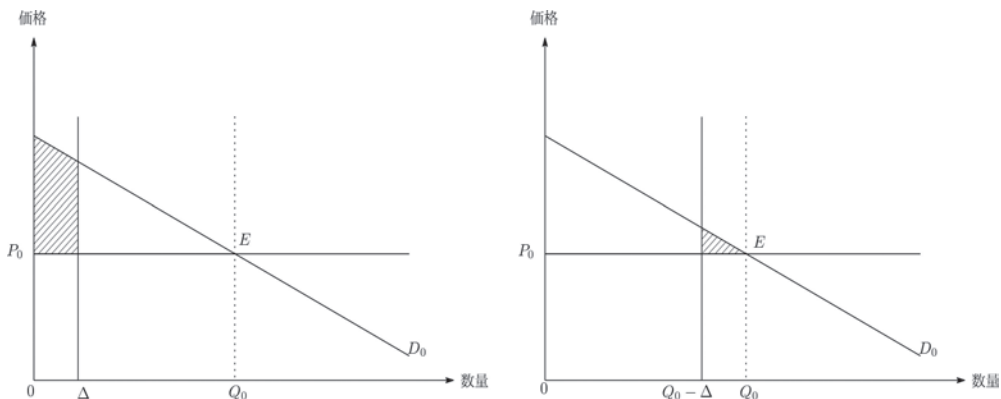
けの取引が実現するからだ。

- 消費者余剰については、誰が「買い遅れ」になるかは一概に言えないため、確定しない。しかしながら仮定2のもとでは誰かが必ず転売屋と取引をすることになるため、市場での取引量と併せると、最終的には Q_0 全てが取引される。このとき仮定4より、図1の三角形 GEP_0 の余剰は、消費者と転売屋とで余すところなく分け合うことになる。

以上の結果より、転売屋が存在したとしても、図1で示した総余剰が完全に実現する。転売屋が存在しない場合と異なるのは、生まれた余剰を誰がどれだけ受け取るかだけである。図4は、仮定3のもとで、転売屋にとって最良（消費者にとって最悪）な結果と、転売屋にとって最悪（消費者にとって最良）の結果とを示している¹⁾。この結果をまとめると次の命題を得る。

命題1. 仮定1から4のもと、転売屋の転売行為は当該市場の効率性に影響を与えない。

図4 左図は転売屋が受取り可能な最大の利益、右図は同最小の利益である。転売屋と取引しない合計 $Q_0 - \Delta$ の消費者は価格 P_0 で購入する。



本命題は、転売屋の転売行為は容認できるという結論を導くものではない。転売屋がいなくても完全な効率性を達成できるのであれば、転売屋の存在は余計である。すると転売業に投じた時間と資源は、社会的には無駄ということになる。特に最終消費者に先駆けて財を購入すること（仮定1-2）には少なくない資源が浪費されると考えられる²⁾。本分析ではこれらの活動に対する費用を一切無視しているため（仮定4）、命題1は、転売屋がいてもかろうじて同じ効率性を達成できている、と見るべきであろう。

加えて、もし機会費用で考えたときに転売業が一番望ましいのであれば、転売業を行う人々が増えるため、仮定1-2を実現するための費用は増加し、いずれは転売業は他の仕事と同等の収益しかもたらさないと云える。ゆえに、転売業にかかる取引費用を考慮すれば、転売屋を介した市場取引は資源の浪

1) 転売屋は合計 Δ の量を需要するため、図2右のような需要曲線の右シフトを一時的に発生させる。だが転売屋は財を消費しない（仮定1-1）ため、シフトをしていない需要曲線で余剰分析をして問題はない。

2) 他者よりも先んずるために割られる資源が過剰になる例として Budish et al. (2015) の金融市場における高頻度取引に関する研究を挙げる。

費を意味する³⁾。これは転売屋だけにかかる費用である点に注目すると、本分析の結論は、転売活動に有利な仮定をいくつも置いたうえで導かれていると言える。

また、「売手に対する買手の選好」も考慮すべき点となろう（仮定2）。どの店で買いたいか、あるいは誰から買いたいか、というのは消費者にとって大事な関心事かもしれない。取引したい相手に対する選好は、「製品差別化」の枠組みで捉えれば十分だろうか。今後の研究課題としたい。

3 超過需要があるときの余剰分析

これまでの結果は、当該市場に超過需要が発生していたとしても、適用可能である。すなわち、当該市場に超過需要が発生していても、転売屋の活動は総余剰を増やすことはない。この事実を見るため、次の仮定を置く。

仮定5. 支払い意思額が P_0 以上の消費者が市場に来る確率は一様（完全にランダム）である。

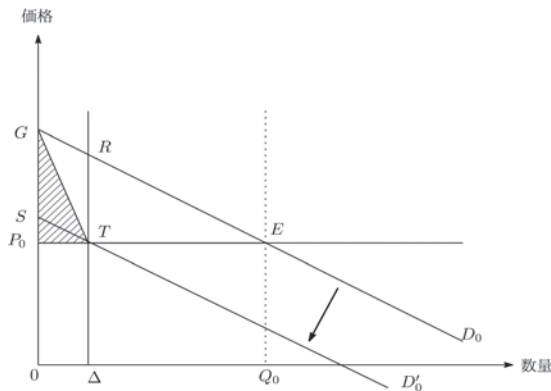
仮定5の下で転売屋の利益の期待値を計算すると、図5の斜線部になる。図4で見たように、転売屋は最大で図5の四角形 $G RTP_0$ の利益を得、最小で三角形 STP_0 の利益を得る。消費者が市場に来る確率がランダムであるから、転売屋から購入する消費者もまたランダムである。よってその期待値は二つの面積の和の半分になる。これを同じ方法で、超過需要がある場合の余剰分析もできる。

今、図2右のように需要が増えたが、供給量の調整が間に合わず、かつ価格調整もなされないために、超過需要が発生しているとする。図2右に従うと超過需要は $Q_1 - Q_0$ である。

仮定6. 図2の Q_0, Q_1 と転売量 Δ との関係は次のようになっている：

$$Q_0 - \Delta > Q_1 - Q_0$$

図5 仮定1より転売屋は消費者よりも早く Δ を価格 P_0 で買い占め、それを市場に供給できる。消費者が価格 P_0 で買えることが保証された量は $Q_0 - \Delta$ である。斜線部は仮定1～5の下での転売屋の利得の期待値である。



³⁾ 本分析では転売屋は取引相手がすぐに見つかることを仮定している。実際にはそうでない場合もある。これは取引の遅延を意味するため、取引費用の一つと考えられる。

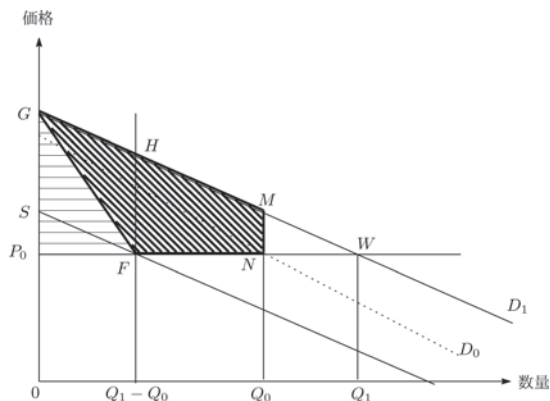
転売屋がない ($\Delta = 0$) としよう。価格 P_0 で買いたい人は Q_1 だけいるが、実際には Q_0 しか買えない。支払い意思額の高い順に買えると消費者余剰は最大になるが、支払い意思額の低い順に買くと消費者余剰は最小になる。仮定5によって期待消費者余剰はその中間値である。ここから死荷重の期待値を計算できる。図6の粗い横線部が、死荷重の期待値である。こうした死荷重の発生はランダム配分効果と呼ばれる⁴⁾。このときの期待消費者余剰は、図6の四角形 $GMNF$ になる。

続いて、転売屋がいる状況を考えてよう。仮定1～6を満たすとす。転売屋の利益は消費者余剰の一部であるから、ランダム配分効果の計算と同様に、転売屋の最大利益と最小利益とを計算する。図7左の斜線部の四角形 $AMNB$ は、仮定3の下で、支払い意思額の高い消費者から順に市場に来たときの転売屋の利益になる。これは仮定3のもとで転売屋が得る最小の利益である。同様に、支払い意思額の低い消費者から順に市場に来たとき、転売屋は最大の利益 $HJIF$ を得る。仮定5から、転売屋の期待利益は図8の斜線部になる。以上から次の命題を得る。

命題2. 仮定1から6のもと、当該市場に超過需要が発生しているときでも、転売行為が当該市場の効率性を高めることはない。

最後に本分析に共通する注意点を与える。モデル分析である以上、分析からはずした事象がある程度存在する。今回捨象した事象のうち重要な論点は、転売によって財が元の市場に再供給されない可能性である。たとえば日本で買って中国に売るといったような、海外に流れる可能性だ。この場合、本来その市場で実現していた余剰が市場外に流出するため、厚生は損なわれてしまう。

図6 支払い意思額の高い順に取引できると、 P_0 のもとでの消費者余剰の損失は三角形 MWN 。これは三角形 SFP_0 と等しい。他方、支払い意思額の低い順に取引すると、消費者余剰の損失は四角形 $GHFP_0$ 。ゆえに仮定5の下での死荷重の期待値は三角形 GFP_0 (粗い横線部)、消費者余剰の期待値は四角形 $GMNF$ (濃い斜線部)。



4) ランダム配分効果は八田 (2008) から引用した。有名な教科書でもこの効果について詳しく述べているものは多くないようである。安藤 (2013) はランダム配分効果という言葉は用いていないものの、それと同様の非効率性に言及している。

図7 仮定3のもと、転売屋の最小（最大）利益は消費者が支払い意思額の高い（低い）順に市場にやってくることで、左図の四角形 $AMNB$ （右図の四角形 $HIJF$ ）。仮定5のもと、転売屋の期待利益はこれら利益の中間値。

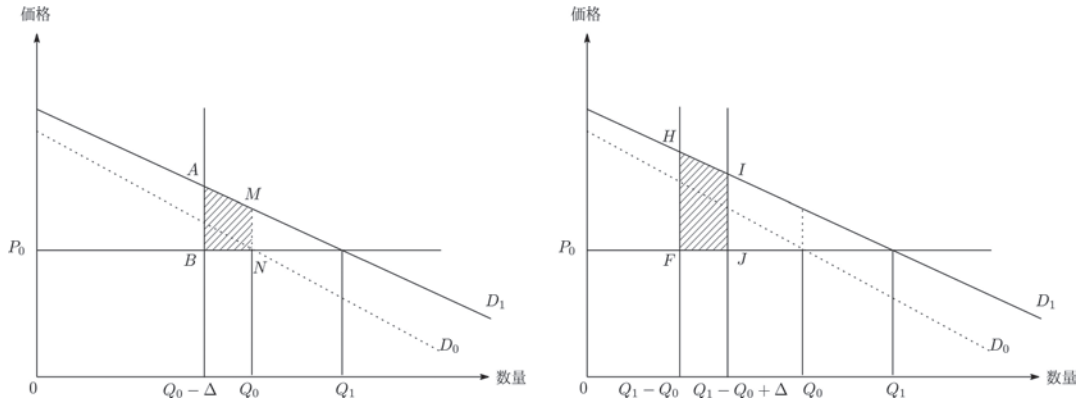
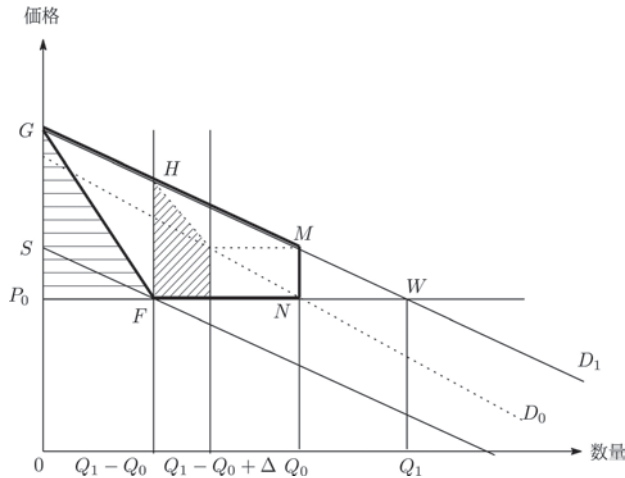


図8 超過需要が存在するときに転売屋が参入すると、図の細かい斜線部が転売屋に流れると予想できる。しかし総余剰には影響を与えていない。



III 不織布マスクの転売対策について

2020年中国武漢を端に発生したコロナウイルス騒動（COVID-19）は世界各国に広がりを見せ、日本もその例に洩れず禍に巻き込まれてしまった。国民生活安定緊急措置法が改正され、2020年3月15日より、マスクを小売店から購入して消費者に取得価格を超えて転売する行為が禁止された。だがこの法律によって市場にマスクが戻るのかと言えば、図2右のように超過需要が発生している限り、かなり疑わしい。そもそもマスクを増産しようにもすぐにはできない。当該法律は、マスクが安定供給される兆

しが見えたときに、経済厚生を改善させない転売行為を防ぐためのものと解釈するのが妥当である。

技術的な観点からは、マスクの供給が超過需要を満たす程度にまで回復するには、一定の期間を要する⁵⁾ その間、この法律は悪く働きかねない⁶⁾。取引需要、つまり誰がどこでいつ欲しているか、は当事者にしかわからない。将来にわたる取引機会を全て潰すということであるから、安定供給されるまでには、供給不足にいつそう拍車をかける可能性はある⁷⁾。また、当該法律は海外からの転売も禁止しているため、文字通り解釈すれば、他国の転売屋が日本国内でマスクを供給することもできない。

ここで転売禁止後の市場に目を向けよう。今、仮にマスクは小規模ながら生産され、市場に供給されているものとする⁸⁾。マスクに対する需要が日に日に高まる状況であるならば、これまでの小売価格(図1の P_0)のままでは、超過需要はいつこうに解消されない。このとき、市場メカニズムが健全に働いていれば、マスクの小売価格が上がるはずである。マスクの流通が、製造・輸入事業者⇒卸業者⇒小売業者⇒消費者、という過程からなるならば、超過需要の情報が逆流する形で、製造・輸入事業者と卸業者との間の取引からすでに価格が上がるはずだ。「小売が価格を上げないのは顧客の信用を失わないためだ」というのは詭弁であって、競争が正しく行われていればどここの小売店でも一律に価格が上がるので、高い価格で販売しても信用を失うことにはならない。また自分だけ低い価格を付ければ確実に損をしてしまう⁹⁾。加えて、中国をはじめとする他国から輸入する際、小売価格を上げたくないからと低い価格で卸すよう製造会社に要求し続けると、日本企業には売らず高値でオファーする他の外国企業から順に売らさるだろう。我が国の消費者は、「マスク価格は低いものだ」という思い込みは単なるバイアスであることを学ばねばならない¹⁰⁾。

今回のコロナ騒動に端を発する衛生マスクの需要ショックは、もはや短期的なものではない。超過需要を解消するように価格が高く調整されていくことで、消費者に正しいシグナルを送ることができる。高価格の「使い捨て」マスクから、代替財(布マスクなど)の使用に切り替えを促す効果もある。政府は転売を禁止したのならば、マスク価格を正しく知らせるような市場体制を構築するところまで手を加える必要がある。

マスクの実店舗店頭価格が上がらないのであれば、その理由として考えられるのは、(ア)競争が不完全にしか行われていないこと、(イ)インターネット上の店舗で消費者に高く売られていること、の2点である。

(ア)については、国が流通状況を把握し、必要に応じて指導すべき案件となる。市場に任せてしまうと、平時と同様のBtoB取引が維持されるかもしれない(現状維持バイアス)。すでに見たように、

5) 原稿執筆時の2020年6月19日現在では、品質を問わなければ、供給量はかなり回復している。しかし高品質で検品が丁寧になされたマスクはまだ品薄である。

6) この可能性については第IV節で論じる。

7) 合理的な転売屋は、法律施行前に捨て値で売り抜けているはずである。しかし施行前からヤフオク!、メルカリといったプラットフォームが自主規制(出品、取引の停止)を始めていた場合、売りそびれが発生する。それらはおそらく死蔵されるため、非効率である。

8) 日本におけるマスクの流通は、2018年度では国内生産が約11億枚、輸入量が約44億枚である(日本衛生材料工業連合会(2019))。

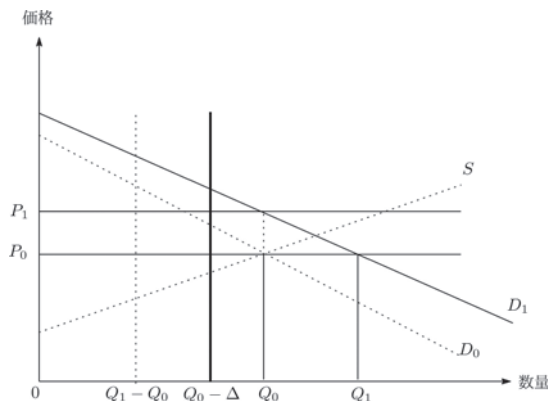
9) 「小売店が消費者の損失回避を戦略的に読み込んだ上で価格付けをするから価格は上がらないのだ」という理屈で価格の上方硬直性を合理化しようとする試みも、同様の理由で正しくない。

10) 幸いというべきか、中国が対外輸出を認めてからは、マスク価格が「世界標準」になったため、価格がかなり上がった。デイリー新潮(2020年6月16日掲載)の記事によると、もはや中国産マスクは供給過多で、価格は下がりつつあるという。

平時のままの価格で取引し続けると、そのしわ寄せは消費者に向かう形で、非効率性を発生させる。すると政府の市場介入の大義名分が立つ。ただ、流通段階での取引価格を業者間で契約で固定している可能性も考えられ、競争が不完全かどうかについては、専門的な追跡調査が必要となる。よって本ノートではこれ以上言及しない¹¹⁾。

（イ）については、一枚当たりの単価を比較することで容易にわかる¹²⁾。ここで値上がりりが確認されれば、需要層の違いを生かした価格差別がなされていると見なせる。すなわち、実店舗で低価格で買うために行列に並ぶのを厭わない層と、インターネット店舗で高くても並ばずに買いたいという層に対する価格差別である。ただ、取引される財は同質的であるから、市場を分ける意味がない。こうした価格差別は図6と同様の非効率性を生じさせる。この事実を確認しておこう。今、図9のような状況を仮定する。実店舗では価格 P_0 、インターネット店舗では価格 P_1 で販売している。市場に財は合計 Q_0 しか供給されていない。内 Δ だけをインターネット店舗用に確保しているとしよう。この確保は、転売屋が最終消費者に先駆けて購入することと変わらない。このとき命題2導出と同様の論法で、インターネット店舗での販売から、 $(P_1 - P_0)\Delta$ の余剰を追加的に得ることができるとわかる。すると仮定5、6のもと、期待総余剰は図10の四角形 $GMNF$ であり、うち細かい斜線部は $(P_1 - P_0)\Delta$ である。このとき同図縦の粗い斜線部 GFP_0 は死荷重になる。もしすべての財を P_1 で販売すれば、総余剰は $GMNP_0$ となり、供給者の余剰も四角形 P_1MNP_0 だけ増える。これは明らかに同図斜線部よりも大きい。よって総余剰最大化の観点からは価格差別よりも一律価格 P_1 で販売した方が望ましい。仮に実店舗での低価格販売が消費者への“信用維持”を意図した行動であり、販売主体は同じであるのに名を変えてインターネット店舗で高く販売したりすると、供給者全体で P_1MNP_0 を得られたはずなのに得られず、消費者全体も余剰を失っているため、両者にとってよくない結果になっている。

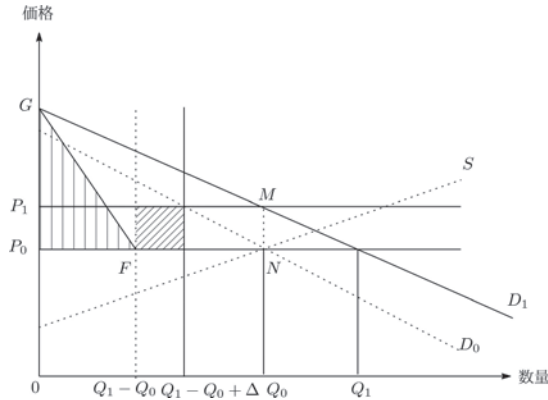
図9 P_0 は実店舗の販売価格、 P_1 はインターネット店舗での販売価格である。販売主体はどちらも同じであえて価格差別をしている。インターネット店舗には Δ だけの量を販売に回すと仮定する。



11) 厚労省副大臣は国会答弁で「メーカーへの増産要請などを行っているとしたうえで『製造、輸入、卸売り、小売り事業者の流通状況を把握し、1日も早く十分な量が行き渡るよう取り組む』と述べた」と、産経新聞は伝えている（THE SANKEI NEWS, 2020.3.25 16:49。「マスクが店頭に並ぶまで一定の時間」厚労副大臣）。流通状況と取引価格については、厚労省ではなく経産省または公正取引委員会が監督指導すべきである。

12) 「マスク在庫速報」(<https://zaiko.smoozapp.com/>) という名のインターネットサイトが登場した。ここでインターネット店舗での販売価格が一覧できる。

図10 販売主体がインターネット店舗用に財を確保して高値で売ることが、転売屋が財を入手して高値で売ることと本質的に変わらない。細かい斜線部は、販売主体がインターネット店舗での販売から得る追加的な利益である。彼らがこの利益を得るために、社会的には粗い斜線部だけの余剰が失われている。



1 超過需要問題の解決について

マスクの例に限らず、超過需要発生時に財を割り当てる際、価格メカニズムに頼るのが最も効率的であることは、ミクロ経済学の基本事項である。だが、その場で競争的に価格を決めない限り、取引価格は瞬時には上がらないというのもまた真実である。「市場に任せておけばよい」という楽観主義は、価格も上がらず生産も間に合わない過渡期（短期）には、何の役にも立たない。とはいえ、短期的な超過需要は、他の配分方法によって解消されるわけではない。仮に、くじで選ばれた人だけ低価格（たとえばモデルの P_0 ）で購入できるとしたとき、購入権の売買がなされたらどうするか。配給も同じだ。結局、権利を購入したいという人間が現れる限り、非効率性は解消されない。つまり生産量限定時における超過需要問題の解決は、価格が上がることでしか解決できないのである¹³⁾。

このとき、「政府が介入して、製造業者から購入してもとの価格で売ればよい」という意見が出るかもしれないが、それでも非効率性は解消されない。図9を使って説明すると、政府が P_1 で Q_0 を買い上げ、消費者に P_0 で販売した場合、結局超過需要 $Q_1 - Q_0$ を発生させるので、ランダム配分効果による余剰の損失が発生する。生産者は Q_0 を価格 P_1 で政府に購入してもらえらるから余剰が大きくなるが、結局 $(P_1 - P_0) Q_0$ の税金が消費者と生産者から徴収されることになるため、最終的に実現する総余剰は、図6の四角形 $GMNF$ と同じである。

IV 正当化される転売

ここまで社会における転売の行為の無意味さをモデルによって示してきた。ただ、転売は状況によっては経済厚生を改善する場合がある。本節ではこの事実簡単に言及したい。

¹³⁾ 台湾はIDカードの番号を利用するなどして徹底的な配給制度を導入した。できるだけ多くの人に行き渡らせるとい意味では効果的だが、欲しい人に欲しいだけ入手させることはできない。

1 最終消費者間での転売

転売屋がない代わりに、最終消費者同士で転売できる状況を考える¹⁴⁾。ここで価格調整が働かず、市場に超過需要が発生していたとしよう。もし最終消費者がランダムに購入すると、期待総余剰は図6のように表せる。このとき同図 GFP_0 の期待死荷重が発生する。

だがここで、市場参加者間に超過需要が発生していることが周知されており、最終消費者は財を消費する前に転売できるかもしれないと期待を抱くものとして、このとき最終消費者間で取引が行われると、実現する死荷重は図6の三角形 MWN になり、実現する消費者余剰は四角形 $GMNP_0$ になる。これは超過需要発生時の最善の結果と等しい。ゆえに最終消費者間だけで転売を行うと、転売を行わないときよりも経済厚生は改善されるということがわかる。この結果は、転売禁止条例の稚拙さを浮き彫りにしてくれる。単に取得価格よりも高く転売したら違法という取り締まり方をすると、経済厚生を改善する取引まで潰してしまうであろう。

ただしこの結論は、転売屋がないということが前提である。転売屋がいる場合、同じ結果をより多くの資源を割いて行うことになるため、社会的には非効率である。また、最終消費者は転売目的での購入はしないことも前提としたい。というのも、最終的に便益の高い人から順に配分されるとしても、それにかかる取引回数に大きな違いが生まれるからだ。もし取引費用をわずかでも考慮すると、効率性の損失は無視できない違いになるだろう。

2 裁定行為

本ノートで展開したモデルは、ひとつの市場しか考えていなかった。たとえ同一財であっても市場が分断されているときには、裁定者 (arbitrageur) による転売が、各市場の余剰を高めうる。この事実を簡単に確認しよう¹⁵⁾。

ある財について分断された市場が二つあるとする。たとえば地理的に離れていてひとつの市場で活動する主体は別の市場には行かない状況を考える。便宜上市場Aと市場Bと呼ぶ。今、市場Aでは図11左の価格 P_0 で取引されており、市場Bでは同図右の価格 P'_0 で取引されているとする。ここで転売屋(裁定者)が市場Aで Δ を買い、市場Bでそれを転売したときの市場均衡価格が、図11の P_1, P'_1 である。すると転売屋の活動により、市場Aでは三角形 XE_1E_0 だけの余剰が増え、市場Bでは三角形 $X'E_1'E_0$ だけの余剰が増えている。このようにして、転売により両市場とも余剰が増え、均衡では両市場の価格が同じになるような転売量 Δ が取引される¹⁶⁾。これは「一物一価の法則」(Law of One Price) である。均衡では転売屋の利得はゼロになる。

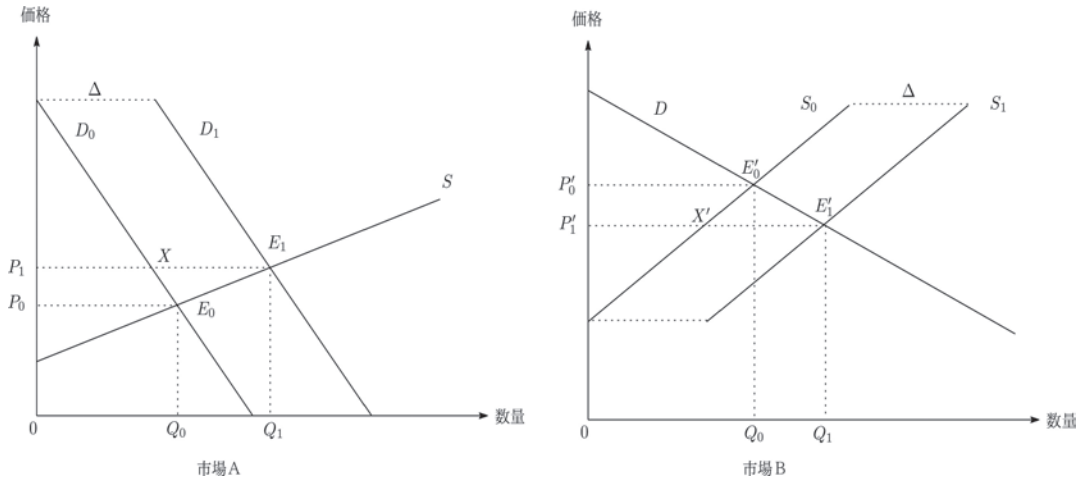
このモデルのポイントは、調達先と販売先の市場が別であることだ。扱う財は同一なので、一物一価になっていないときには効率性改善の余地がある。だが前節までのモデルはそうになっていない。調達先も販売先も同じ市場である場合には、転売屋の活動は効率性に何の影響も与えない。

¹⁴⁾ 以下の議論は安藤 (2013) による。

¹⁵⁾ 以下の議論は八田 (2008) による。

¹⁶⁾ 両市場の価格を同じにする転売量 Δ が存在することを図11の記号を使って説明する。市場Aの超過需要関数を $z_A(p) = D_A(p) - S_A(p)$ とする。 $z_A(P_0) = 0$ かつ $p > P_0$ のとき $z_A(p) < 0$ である。市場Bも同様に $z_B(p)$ を定義する。ここで z はそれぞれ連続であるとする。 $Z(p) = z_A(p) + z_B(p)$ を区間 $[P_0, P'_0]$ で定義すると、 $Z(P_0)Z(P'_0) < 0$ 。 Z は連続だから中間値の定理よりある $P^* \in (P_0, P'_0)$ が存在して $Z(P^*) = 0$ 。このとき $\Delta = z_B(P^*) = -z_A(P^*)$ が均衡転売量になる。

図11 市場Aで財を Δ 買うと、需要曲線は右シフトし、均衡点は E_1 になる。 Δ を市場Bで売ると、供給曲線は右シフトし、均衡点は E'_1 になる。移動に伴うコストを無視すれば、この転売は両市場の価格が一致するまで続く。



V 結び

本ノートでは、ミクロ経済学の基本的な知識だけを元に、職業的な「転売屋」の活動は社会的に無駄であることを論じた。「転売屋は市場の効率性の実現に関しては中立的である(いてもいなくても同じである)」という結論を得たが(命題1)、これは取引費用が全くかからないとか消費者は転売屋と取引することを厭わないといった、転売屋にかなり有利な仮定をおいた上での結論であった。また、同じ効率性をより多くの資源を投じて実現しているという意味では、転売屋は社会的に無駄な存在である。ほかの仕事に従事した方が効率性の観点からは望ましい。本ノートでは言及していないが、本ノートで展開した分析は、必ずしも完全競争の市場で価格が決まるわけではないチケットの転売問題にも応用可能である。

2020年6月現在、コロナ騒動はまだ終わりが見えないが、マスクは徐々に供給が復活しつつある。不織布マスク以外の代替財も増えてきた。安倍政権は約260億円かけて、布マスクを各家庭に2枚配るという愚策をしでかした¹⁷⁾。だが、そんなものをつけるくらいならと、多くの国民が不織布以外の様々なマスクの着用に抵抗感を持たなくなったのは、不幸中の幸いと言えるかもしれない。

本ノートの多くは2020年2月から3月の間に書いた。特に第Ⅲ節の内容は、当時の情勢を色濃く残している。気づく限り修正はしたが、現在から見れば偏った内容になっているかもしれない。また、筆者はマスクの産業構造に関して無知であるといつてよいため、いくつかの誤解が含まれている可能性がある。これらについては、読者諸賢の叱責を仰ぎたい。

¹⁷⁾ 「アベノマスク」事業費約260億円配布は37%どまり菅官房長官表明(毎日新聞Web版より)。

参考文献

邦語文献

1. 安藤至大『ミクロ経済学の第一歩』有斐閣, 2013年.
2. 八田達夫『ミクロ経済学 I』東洋経済新報社, 2008年.

インターネット記事

1. 産経新聞 (<https://www.sankei.com/politics/news/200325/plt2003250020-n1.html> : 閲覧日 2020年6月19日)
2. デイリー新潮 (<https://www.dailyshincho.jp/article/2020/06160601/> : 閲覧日 2020年6月19日)
3. 日本衛生材料工業連合会 (<http://www.jhpia.or.jp/data/data7.html> : 閲覧日 2020年6月19日)
4. 毎日新聞 (<https://mainichi.jp/articles/20200601/k00/00m/010/103000c> : 閲覧日 2020年6月19日)

英語文献

1. Budish, Eric, Peter Cramton, and John Shim (2015) "The High-Frequency Trading Arms Race: Frequent Batch Auctions as a Market Design Response." *Quarterly Journal of Economics* 130, pp. 1547–1621.